

## 会長の報酬に関する規程

平成16年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、会長の報酬を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 会長の報酬は、次に掲げる額とする。

年額 1,400,000円

2 その他、諸手当、退職金等は支給しない。

附則 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成17年6月1日から施行する。

附則 この規程は、平成18年1月1日から施行する。

附則 この規則は、平成22年6月1日から施行する。

附則 この規則は、平成23年6月1日から施行する。

附則 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

## 役員等で非常勤の者の費用弁償に関する規程

### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人佐々町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条および第25条の規定に基づき、役員等で非常勤の者の費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (役員等)

第2条 この規程において、役員等とは理事（会長を除く）・監事・評議員および各種委員をいう。

### (費用弁償)

第3条 役員等には、本会の業務に関わる会議等への出席状況に応じて費用弁償として、別表のとおり支給する。

### (支給方法)

第4条 費用弁償は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 費用弁償は、法令等の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

### (旅 費)

第5条 役員等が本会の業務のため旅行する時は、別に定める役職員等の旅費支給規程に基づき旅費を支給する。

### (公 表)

第6条 本会は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

### (改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

### (補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定めるものとする。

### 附 則

この規程は、昭和57年4月1日制定の全部を改正し、令和6年3月1日から施行する。

別表（第3条関係）

○費用弁償の額

no	区 分	費用弁償の額（1回）
1	理 事	3, 5 0 0 円
2	監 事	3, 5 0 0 円
3	評議員	3, 5 0 0 円
4	各種委員	3, 5 0 0 円
5	その他	3, 5 0 0 円